

<多機能型事業所：生活介護/就労継続 B 型>

多機能型事業所 童里夢

平成 29 年度 事業計画書

『人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。童里夢では障害を持つ人も持たない人も、互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現をしていける場でありたい。その自己実現こそが創造であり、生産である。』共感と共生の社会づくりを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立(律)の様々な形を認め、一人ひとりの well being (より良く生きること：暮す・働く・余暇活動の充実)を共に考え支援する。

“童里夢”のテーマ、大切にすること・・・『支援力、そして組織力の向上・強化』

1. 利用者との関わりを大切にす／本人の気持ちを受け止めること
専門職として自覚を持ち、利用者の将来を見据えた働き掛けに努める
事業所の役割、責任を理解する：利用者主体の日中活動種目の構築
権利擁護、エンパワメントの視点
2. 利用者主体
利用者一人ひとりのニーズ、思いに沿ったサービスの提供
自己選択・自己決定を支える支援「待つこと」「傾聴すること」「理解すること」
ホスピタリティある支援
3. 支援力を高めること（福祉職員共通の専門性の向上）
倫理／権利擁護（利用者の代弁者）の意識
他者理解（利用者（家族）の心情を理解）／自己理解（支援者の自己理解）
家族との関わりも含めて、地域社会と連携・協力しての事業展開
4. チームワークを大切にすること
事業所、作業班・職種を越えた協働・協力体制づくり、情報と現場実践の共有
感謝の気持ち／謙虚な態度／思いやり・・・相手の立場で物事を感じ取ること

1. 事業運営

社会福祉法人改革に伴い、事業所には利用者満足度の向上や事業運営の透明性が求められており、社会福祉法人を取り巻く環境の変化とともに、より地域社会の中での役割と責任が求められている。

平成 30 年度には、グループホームの事業整備を迎えるに当たって、平成 29 年度は法人内において事業運営の体制強化を行う 1 年となる。

多機能型事業所 童里夢は、今年度、開所 16 年を迎えるに当たって、前年度同様、既存の運営体制（開所日・時間、職員配置・業務分掌、日中活動種目の整理、他）を抜本的に見直し、整理を図り、平成 30 年度以降の将来を見据えた事業運営の整理、構築を重視する。また、利用者主体の事業運営を目指し、利用者の希望や思いを受け止め、取り入れ、多様な利用者ニーズに対応できる事業所体制を整える。

2. 重点課題

1. 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

平成 30 年度に移行する体制づくりの期間として、中・長期的視点からの事業運営・体制づくりを引き続き行う。現状の法人内協調体制（送迎、職員配置の協力、情報共有 等）生活介護事業所 奏楽、すたあと、ぱあととなあの各事業所との連携・協力体制をより強固にし、作業班体制（生産活動、職員体制）、運営体制（業務分掌、職務・職責）も事業所全体、事業所間の連携を考え、また、将来を見据えた人員登用を踏まえ、適時再編をすすめ、全体的な最適化を図る。

2. 利用者サービスの拡充

前年度から取り組む、すべての送迎希望者への対応に伴う送迎体制整備を今後も継続し、利用者増加を据え、安全面を重視しつつ、送迎ルートの再編の適時、生活介護事業所 奏楽と連携し取り組む。

利用稼働日（年間開所日 253日）に加え、グループ単位での活動日を設定する。

グループ活動の内容については、利用者自治会を通し、グループ及び活動内容を利用者ニーズを引き出し、計画、実践する。

生産活動では、利用者個々のやりがい、達成感を重視し、地域社会、経済環境を注視し生産活動内容の見直しを適時行い、また、工賃の増額（収入の増加、コストの削減）を常時意識することで、作業班同士の連携を強化し、事業所全体で取り組む。

3. 人材育成/支援力の向上

利用者支援の在り方を全職員で確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組む。

※利用者対応・支援力の向上 ⇒ 「不適切支援」「不適切対応」をゼロにする。

利用者支援、利用者対応に関する研修等、及び具体的展開

1. 毎月1回のセルフチェックの実施（職員会議時に行う）
2. 支援会議の実施（月に1回）
3. 利用者全体ミーティングの実施（利用者自治会）（2ヶ月に1回）
4. 利用者個別面談の設定（四半期に1回）
5. 家族相談日の設定（四半期に1回）
6. 「提案・意見箱」の設置

支援者として事業所の役割、責任を理解し、権利擁護、エンパワメントの視点、対人支援の観点から、専門職として自覚、利用者主体の視点を持ち、職員間の協調を意識し、チームアプローチによる継続的な支援を行う。

利用者支援においては、利用者一人ひとりの障害特性、個性を理解し、とりわけ重度者及び強度行動障害の方個々人の特質等を把握した上で本人への合理的配慮を心掛けるため支援体制を整備する必要がある。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通して、合理的配慮に関する基本的知識の浸透、及び、事業運営における実践を図る。

全職員が一貫した支援方針と標準化された支援を実践するために、業務支援マニュアルを整備し、必要に応じて適時改訂を行い、利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組む。

4. 防災関係（ソフト、ハード面の整備・拡充） リスク管理体制の強化

防災・リスクマネジメント委員会の中心として、BCP（事業継続計画）を継続実践し、法人全体の周知を図り、防災対策の要としリスク管理体制を強化する。

生活介護事業の事業展開

利用者一人一人の希望や思い、また、障害の重さ、障害特性にも配慮しながら、日中活動種目・内容の充実を図り、支援者が各作業班（生産・日中活動種目）の課題・目標を共有し事業所全体で協力体制を整える。

「ばくばくぱん」「れすとらんくう」は生産活動を中心に行い、レクリエーション・余暇活動にも活動の幅を拡げる。「雑貨班」では、クラブ活動等と生産活動のバランスを取り、多様な日中活動種目を設定する。既存の委託作業、木工作業等を行いながらも新たな生産活動種目の開拓を進める。

各生産活動において、利用者の関わり、職員の負担と共に原価、経費、利益を数値化して事業としての在り方を検証、評価し現状維持に捉われず見直し、整理を進める。

生産活動種目	年間目標売上（円）
ばくばくぱん	7,000,000円
れすとらんくう	7,300,000円
雑貨班	1,500,000円

利用者月平均工賃（生産活動）
5,000円 ～ 13,000円以上

就労継続支援 B 型の事業展開

前年度支給実績同等以上の製造・販売量を見込み、「工賃引き上げ計画書」を作成し工賃支給水準の改善にも積極的に取り組み。

運営体制の変化による影響が最小限になるように事業所内で連携・協力体制を整え、必要に応じて適時見直しは厭わない。

他法人（名古屋ライトハウス）との連携・協力を通して情報共有、営業・販売活動を積極的に進める。

また、関係機関と協力し、就労支援（生産活動・コミュニケーションスキルの向上、健康管理 等）及び職場定着支援（職場訪問、他）にも対応する。

Pan-Kan 製造センター	年間目標売上（円）	年間目標販売数（缶）
	42,000,000円	180,000缶

3. 利用者支援

個別支援計画

『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』支援体制を整えることで、利用者一人ひとりが、自信や誇り、達成感を得ること、役割が増え必要とされる存在となっていくこと、意欲や態度において前向きな変化が引き出されること、さらには人間としての成長がもたらされること、そして社会参加がより進んでいくことを目標とし、各事業の機能と目的に叶う生活支援、及び生産活動支援を行う。

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。個別支援計画書（生活介護個別支援計画、就労継続支援B型個別支援計画）に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C						E

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価
A: アセスメント (利用開始前)

諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、講師を依頼しての余暇活動、地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

クラブ活動（絵画、茶道、書道、音楽、ダンス、料理、太鼓、他）

上記生活介護プログラムの活動の外、非日常的活動として以下の行事等を利用者と共に計画、実施する。

休業日活動 ※グループ活動にて、グループ単位で内容、日程を設定。

一泊旅行、自由活動、グループ活動、忘年会、イベント等への参加

事業所外生活支援：宿泊体験(自律生活訓練)

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して、利用者の地域生活移行に向けた意識及び日常生活、社会生活技術を高めると共に、グループホームの体験利用等へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、「地域生活支援センターすたあと」、「共同生活支援ぱあとなあ」と協力して調整する。

余暇活動支援

「地域生活支援センターすたあと」をはじめとする他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連携等により、利用者の余暇活動を支援する。

家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1. 家族相談日を四半期に1回、年4回開催する。

利用者、家族、職員の親睦、交流、意見交換を目的とし、併せて事業計画・事業所状況等説明、福祉情勢や利用者及び家族のニーズに基づく研修等行う。

2. 個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（希望者）

家族面談／見学日の実施、設定（3月・9月）

3. 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施

1月：問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

歯科検診：(医師会協力)

嘱託医（心療内科／精神科）による面談の実施（1回／3カ月）

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月1回の血圧・体重測定

感染症対策：新型インフルエンザ マスク・消毒器機等、備品の整備

給食

実費（材料費・光熱水費）徴収の上、利用者に給食を提供する。

魅力的な食事の提供と食環境を整え、安全な食材を使用し利用者の健康維持、増進を目的とする調理法の工夫等を行う。量の加減、特別食等の配慮を利用者の希望により行う。

5. 地域活動

利用者の生活を支える支援は事業所内で完結するものではない。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能の地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め事業所の開放と社会化を推し進める。

地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

1. ボランティアの受け入れ

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応

2. 特別支援学校生徒の「職業体験」「現場実習」等受入

3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」

地域小・中・高校生徒の「福祉験学習」、「職業体験」等受入

4. 日中一時支援事業の実施（定員：5名）

特別支援学校生徒（事業所利用希望者）を中心に生活介護事業所 奏楽と利用調整を行う。

5. 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学を生活介護事業所 奏楽と調整をし行う。

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。

事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケートの実施、及び相談日を設定する。

広報・啓発活動

1. 機関紙“どりにむメッセージ”の配布・送付

※法人で編集委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行 年3回（7月・11月・3月）

2. 法人ホームページの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開

“どすごいブログ”の活用

3. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

地域交流事業

1. 地域（校区）等行事への参加

豊橋まつり、いきいきフェスタ、金田校区文化祭、盆踊り等への参加など

2. 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、豊橋総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3. 隣接する小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流

文化祭等への参加、職業体験、実習等の受入れ、他

4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

ボランティアサークルとの交流・協力、他

6. 環境整備

店舗運営を中心とした事業所の特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。来客者にとって『安らぎ』『癒し』『出会い』の場であることを忘れず、常に魅力的な店舗であることを心掛ける。

補助金、助成金等を活用して、改修（部分的な補修から大規模改修まで）、機器類の購入等を計画的に行う。

1. 計画的な建物管理 屋外木部補修（塗装工事）、及び修繕

給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検

清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回

2. 事業所周辺緑化 敷地内法面の除草

3. 店舗内美化 ギャラリースペースの有効活用

4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと

5. 公用車管理 車両清掃（内外）

7. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

1. 防災訓練・学習（毎月1回）

偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練

総合防災訓練（1回／年）

2. 利用者の安全学習

3. 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理 ※防災倉庫の管理

4. 防災自主点検実施：毎月1回

8. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 事業所外研修 | 県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用 |
| 2. 事業所内研修 | 計画的なプログラム研修 初級研修 一般研修
虐待防止研修 指定研修報告等
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月） |
| 3. 職域関連研修 | 指定研修及び職員希望により考慮 |
| 4. 自己啓発研修 | 指定研修及び職員希望により考慮
資格取得のバックアップ |

9. 苦情解決

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、童里夢が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。

利用者の権利を守り、童里夢が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、利用者自治会、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。